

# なかのくこ けんり かん じょうれい 中野区子どもの権利に関する条例

## なかのくこ けんり かん じょうれい 中野区子どもの権利に関する条例とは・・・

なかのくこ けんり まも こ  
中野区が子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちづ  
くりを進めていくために作った中野区の決まり、ルールのことです。

## けんり 権利とは・・・

ひと じぶん い う も  
人が自分らしく生きるために、生まれたときから持っている  
だいじ  
大事なものです。子どもも当たり前まえも  
持っている。  
だから「子どもの権利」といいます。

# じょうれい こうせい 条例の構成

ぜんぶん  
前文

だい しょう  
第1章

そうそく だい じょう だい じょう  
総則 (第1条 - 第8条)

だい しょう  
第2章

こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう  
子どもの権利の保障 (第9条 - 第12条)

だい しょう  
第3章

こ すいしん だい じょう だい じょう  
子どもにやさしいまちづくりの推進 (第13条 - 第19条)

だい しょう  
第4章

こ かん とりくみ すいしん けんしょう だい じょう だい じょう  
子どもに関する取組の推進および検証 (第20条 - 第23条)

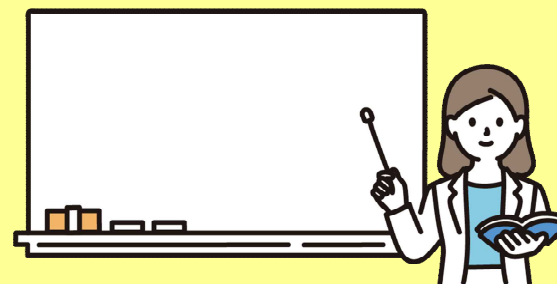
だい しょう  
第5章

こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう  
子どもの権利の相談および侵害からの救済 (第24条 - 第27条)

だい しょう  
第6章

ざっそく だい じょう  
雑則 (第28条)

ふそく  
附則



## ぜんぶん 前文

- この<sup>じょうれい</sup> 条<sup>つく</sup> 例<sup>もくてき</sup> を作<sup>かんが</sup> った目的<sup>か</sup> や考<sup>か</sup> え<sup>か</sup> について書<sup>か</sup> れてい<sup>ま</sup> す。
- 子<sup>こ</sup> ども<sup>けんり</sup> : 権<sup>しゅたい</sup> 利<sup>しゅたい</sup> の主<sup>ひとり</sup> 体<sup>にんげん</sup> であり、一<sup>か</sup> 人<sup>ち</sup> の人<sup>だいじ</sup> 間<sup>だいじ</sup> とし<sup>だいじ</sup> ての価<sup>か</sup> 値<sup>ち</sup> が大<sup>だい</sup> 事<sup>じ</sup> にさ<sup>だい</sup> れ、そ<sup>だい</sup> の権<sup>けん</sup> 利<sup>り</sup> が守<sup>まも</sup> られるこ<sup>こ</sup> と。
- 大<sup>おと</sup> 人<sup>とな</sup> : 子<sup>こ</sup> ども<sup>こえ</sup> の声<sup>みみ</sup> に耳<sup>みみ</sup> をか<sup>い</sup> た<sup>けん</sup> む<sup>かんが</sup> け、そ<sup>おも</sup> の意<sup>い</sup> 見<sup>か</sup> や考<sup>い</sup> え<sup>けん</sup> 、思<sup>かんが</sup> い<sup>かんが</sup> (以<sup>おも</sup> 下<sup>い</sup> 「意<sup>い</sup> 見<sup>けん</sup> など」<sup>いけん</sup> ) とい<sup>い</sup> います。) を受<sup>う</sup> け<sup>と</sup> 止<sup>だい</sup> め<sup>じ</sup> て大<sup>だい</sup> 事<sup>じ</sup> に扱<sup>あつか</sup> い、子<sup>こ</sup> ども<sup>いっしょ</sup> と一<sup>いっ</sup> 緒<sup>しょ</sup> に、子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> にと<sup>こ</sup> っ<sup>こ</sup> て最<sup>も</sup> も<sup>も</sup> 善<sup>よ</sup> いこ<sup>だ</sup> を<sup>い</sup> ち<sup>かんが</sup> 第<sup>だ</sup> 一<sup>い</sup> に考<sup>かんが</sup> え<sup>かんが</sup> てい<sup>かんが</sup> くこ<sup>かんが</sup> と。
- 区<sup>く</sup> : 子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> をパ<sup>ぜん</sup> ー<sup>たい</sup> ト<sup>こ</sup> ナ<sup>こ</sup> ー<sup>こ</sup> とし<sup>こ</sup> て、ま<sup>せい</sup> ち<sup>ち</sup> 全<sup>さ</sup> 体<sup>さ</sup> で子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> の成<sup>せい</sup> 長<sup>ち</sup> を支<sup>さ</sup> え、子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> の権<sup>けん</sup> 利<sup>り</sup> を守<sup>まも</sup> り、子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> にや<sup>つ</sup> さ<sup>く</sup> しいま<sup>つ</sup> ち<sup>く</sup> を作<sup>つ</sup> っ<sup>く</sup> てい<sup>く</sup> こ<sup>こ</sup> と。

### ポイント

大<sup>おと</sup> 人<sup>とな</sup> から子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> に向<sup>む</sup> け<sup>か</sup> てのメ<sup>か</sup> ッ<sup>か</sup> セ<sup>か</sup> ー<sup>か</sup> ジ<sup>か</sup> が書<sup>か</sup> れ<sup>か</sup> てい<sup>か</sup> ます。

子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> はま<sup>か</sup> ち<sup>か</sup> づ<sup>か</sup> くり<sup>か</sup> のパ<sup>か</sup> ー<sup>か</sup> ト<sup>か</sup> ナ<sup>か</sup> ー<sup>か</sup> であるこ<sup>か</sup> が書<sup>か</sup> れ<sup>か</sup> てい<sup>か</sup> ます。

子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> の「今<sup>いま</sup>」と「未<sup>み</sup> 来<sup>らい</sup>」のた<sup>か</sup> め<sup>か</sup> に子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> の権<sup>けん</sup> 利<sup>り</sup> を守<sup>まも</sup> ると<sup>か</sup> い<sup>か</sup> う決<sup>け</sup> 意<sup>つ</sup> が書<sup>か</sup> れ<sup>か</sup> てい<sup>か</sup> ます。

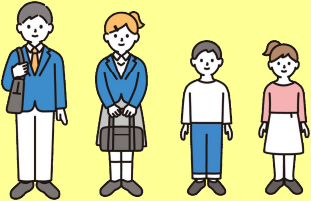


# だい じょう 第 一 条

- この <sup>じょうれい</sup> 条例の <sup>もくてき</sup> 目的が書かれています。
- <sup>なかのく</sup> 中野区に <sup>かか</sup> 関わるすべての <sup>ひと</sup> 人が、<sup>こ</sup> 子どもの <sup>けんり</sup> 権利を <sup>たいせつ</sup> 大切にする <sup>かんが</sup> 考えをもつて、<sup>じぶん</sup> 自分の <sup>せいかつ</sup> 生活や <sup>かつどう</sup> 活動に <sup>い</sup> 生かしていくことで、<sup>こ</sup> 子どもの <sup>けんり</sup> 権利を <sup>まも</sup> 守り、<sup>こ</sup> 子どもに <sup>やす</sup> やさしい <sup>まち</sup> まちづくりを <sup>すす</sup> 進めていくことを <sup>もくてき</sup> 目的としています。



## だい じょう 第2条

- この条例で使われている言葉の意味が書かれています。
- 子ども：中野区内で生活をしたり、中野区内にある学校に通ったり、会社などで働く18歳未満の人などをいいます。  
18歳になったけど、高校3年生の場合も含まれます。
- 育ち学ぶ施設：中野区内の学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもが育ち学ぶために利用する施設をいいます。
- そのほか、この条例で使われている「保護者」や「区民」などの意味について説明しています。

## だい じょう 第3条

- <sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守るための<sup>きほんてき</sup>基本的な<sup>かんが</sup>考<sup>かた</sup>え方<sup>か</sup>が書かれています。
- <sup>いのち</sup>命<sup>まも</sup>が守られ、<sup>こころ</sup>心<sup>からだ</sup>や<sup>きず</sup>身体などが<sup>あいじょう</sup>傷つけられることなく、<sup>りかい</sup>愛情と<sup>りかい</sup>理解をもつて<sup>はぐく</sup>育まれること。【<sup>せいめい</sup>生命・<sup>せいぞん</sup>生存・<sup>はったつ</sup>発達の<sup>けんり</sup>権利】
- <sup>いけん</sup>意見などを<sup>い</sup>言<sup>あらわ</sup>い表<sup>だいじ</sup>すこと<sup>あつか</sup>できて、それらが<sup>だいじ</sup>大事に<sup>あつか</sup>扱<sup>いけん</sup>われること。【<sup>いけん</sup>意見  
<sup>ひょうめいけん</sup>表明権】
- <sup>こ</sup>子どもにとって<sup>もっと</sup>最<sup>よ</sup>も<sup>なに</sup>善<sup>ま</sup>い<sup>さき</sup>ことは<sup>なに</sup>何かを<sup>ま</sup>真<sup>さき</sup>っ<sup>こ</sup>先<sup>こ</sup>に<sup>こ</sup>考<sup>こ</sup>え<sup>こ</sup>る<sup>こ</sup>こと。【<sup>こ</sup>子どもの  
<sup>さいぜん</sup>最善の<sup>りえき</sup>利益】
- <sup>ひとり</sup>一人<sup>こせい</sup>ひとりの<sup>だいじ</sup>個性が<sup>だいじ</sup>大事に<sup>ひとり</sup>され、<sup>ひとり</sup>だれ一人<sup>のこ</sup>取り<sup>けんり</sup>残<sup>まも</sup>されることなく<sup>けんり</sup>権利が<sup>まも</sup>守<sup>まも</sup>られること。【<sup>さべつ</sup>差別の<sup>きんし</sup>禁止】

## だい じょう 第4条

- この条例の内容を実現していくための区の役割が書かれています。
- あらゆることに取り組んで、子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。
- 子どもの権利を守っていくことについて、区民、育ち学ぶ施設・団体と協力し、また、それらの活動を支援していきます。
- 子どもの権利の保障について、国や東京都などに協力を求めることで、子どもの権利が広く守られるよう働きかけを行っていきます。
- 子どもの権利の大事にするという考え方が広まって、区民や育ち学ぶ施設・団体が子どもの権利についての理解を深められるよう、その考え方を広めていきます。

## だい じょう 第5条

- この <sup>じょうれい</sup> 条例 <sup>ないよう</sup> の内容 <sup>じつげん</sup> を実現 <sup>くみん</sup> していくための区民 <sup>やくわり</sup> の役割 <sup>か</sup> が書かれています。
- <sup>こ</sup> 子どもの <sup>けんり</sup> 権利 <sup>りかい</sup> についての理解 <sup>ふか</sup> を深めて、それを <sup>まも</sup> 守るように <sup>どりよく</sup> 努力 <sup>こと</sup> していくこと。
- <sup>こ</sup> 子どもが <sup>そだ</sup> すこやかに育 <sup>あんしん</sup> って、安 <sup>すご</sup> 心して過 <sup>ちいき</sup> ぎすことができるよう、地 <sup>ちいき</sup> 域 <sup>こと</sup> の <sup>ちから</sup> みんなで力 <sup>あ</sup> を合 <sup>こ</sup> わせて子 <sup>みまも</sup> どもを見 <sup>ささ</sup> 守り、支 <sup>どりよく</sup> えるように努力 <sup>こと</sup> していくこと。
- <sup>く</sup> 区 <sup>そだ</sup> や育 <sup>まな</sup> ち学 <sup>しせつ</sup> ぶ施 <sup>だんたい</sup> 設 <sup>きょうりよく</sup> ・団 <sup>こ</sup> 体 <sup>けんり</sup> と協 <sup>かんが</sup> 力 <sup>こと</sup> して、子 <sup>こ</sup> ども <sup>けんり</sup> の権 <sup>かんが</sup> 利 <sup>こと</sup> についてその考 <sup>かんが</sup> え <sup>かた</sup> 方 <sup>ひろ</sup> を広 <sup>どりよく</sup> めてい <sup>こと</sup> く <sup>こと</sup> に努 <sup>こと</sup> 力 <sup>こと</sup> してい <sup>こと</sup> く <sup>こと</sup> 。



## だい じょう 第 6 条

- この条 例の内容を 実現して いくための 育ち学 ぶ施設・団 体の役割が 書かれています。
- 活動において、子どもの権利を守るように努力していくこと。
- 子どもの権利を守っていくため、区や区民と協力するように努力していくこと。

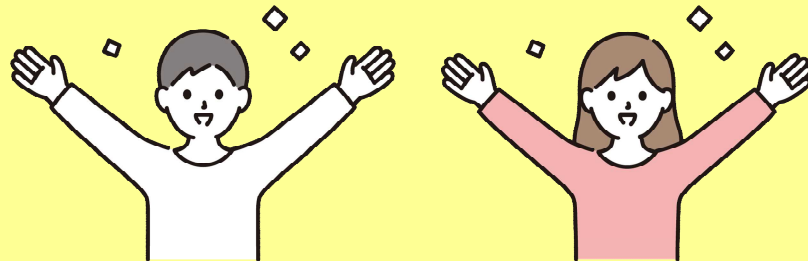
# だい じょう 第7条

- <sup>くない</sup>区内において<sup>かつどう</sup>活動している<sup>みせ</sup>お店や<sup>かいしゃ</sup>会社など<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者の<sup>やくわり</sup>役割が<sup>か</sup>書かれています。
- <sup>はたら</sup>働く<sup>ひと</sup>人が<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守ることができる<sup>かんきょう</sup>環境を<sup>ととの</sup>整えるように<sup>どりよく</sup>努力していくこと。
- その<sup>かつどう</sup>活動で<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>きけん</sup>危険に<sup>たり</sup>さらすことがないように、<sup>てきせつ</sup>適切な<sup>たいおう</sup>対応を<sup>おこな</sup>行うように<sup>どりよく</sup>努力していくこと。
- <sup>く</sup>区、<sup>くみん</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設・<sup>だんたい</sup>団体と<sup>きょうりよく</sup>協力して、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>まも</sup>守るための<sup>かつどう</sup>活動をし、それを<sup>すす</sup>進めていくように<sup>どりよく</sup>努力していくこと。



## だい じょう 第 8 条

- **中野区の子どもの権利の日**について書かれています。
- **子どもの権利**について知ってもらうために、**毎年11月20日**を**中野区の子どもの権利の日**とします。
- **11月20日**は、**子どもの権利条約**が**国連**で採択された日です。
- **中野区**は、**子どもの権利**について理解してもらうために、**子どもの権利**の日の目的にふさわしいイベントなどを**区民**などの**参加**を求めて行っていきます。

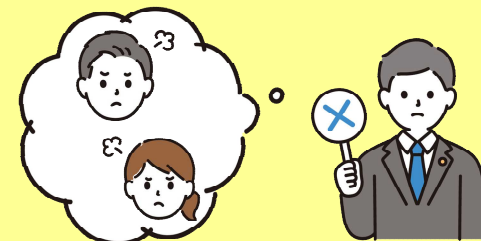


# だい じょう 第9条

- 家庭や育ち学ぶ施設・団体の活動、地域社会などあらゆる場面で特に守られる子どもの権利について書かれています。

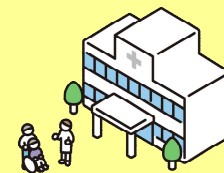
① 身体的または精神的な暴力を受けないこと。

(叩かれる・けられる、怒鳴られる、無視される、とじこめられるなど、危険でいやな気持ちになることをされないこと。)



② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービスなどを受けられること。

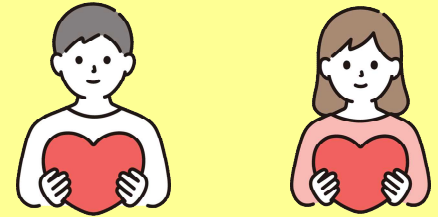
(栄養のある食事や十分な休息を取り、からだの調子が悪いときは病院に行けること。)



## だい じょう つづ 第9条 (続き)

③ <sup>かていてき</sup> <sup>かんきょう</sup> <sup>そだ</sup>  
家庭的な環境のもとで育つこと。

(<sup>ほごしゃ</sup> <sup>あいじょう</sup> <sup>う</sup> <sup>まも</sup> <sup>あんしん</sup> <sup>かんきょう</sup> <sup>なか</sup> <sup>せいちょう</sup>  
保護者からの愛情を受け、守られ、安心できる環境の中で成長すること。)



④ <sup>じぶん</sup> <sup>いけん</sup> <sup>ひょうめい</sup> <sup>そんちょう</sup>  
自分の意見などを表明し、それが尊重されること。

(<sup>じぶん</sup> <sup>いけん</sup> <sup>じゆう</sup> <sup>ひょうげん</sup> <sup>たいせつ</sup> <sup>あつか</sup>  
自分の意見などを自由に表現できて、それが大切に扱われること。)

⑤ <sup>まな</sup> <sup>やす</sup> <sup>あそ</sup> <sup>ひつよう</sup> <sup>かんきょう</sup> <sup>ととの</sup>  
学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。

(<sup>し</sup> <sup>まな</sup> <sup>やす</sup> <sup>やす</sup>  
知りたいことを学び、ゆっくり休み、たくさん遊ぶことができる。そのために環境が整えられること。)



## だい じょう つづ 第9条 (続き)

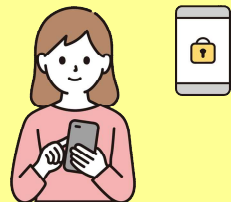
- ⑥ <sup>けんり も こじん</sup> 権利を持つ個人として <sup>だいじ</sup> 大事にされ、 <sup>じぶん</sup> 自分についての <sup>じょうほう し</sup> 情報を知ること。  
(<sup>けんり も ひとり にんげん</sup> すべての権利を持つ一人の人間として <sup>たいせつ あつか</sup> 大切に扱われ、 <sup>じぶん かか</sup> 自分に関わることを <sup>し</sup> 知ることができること。)



- ⑦ <sup>しっぱい</sup> 失敗しても <sup>なお</sup> やり直せること。  
(<sup>しっぱい</sup> 失敗を <sup>せ</sup> 責められることなく、 <sup>なんど</sup> 何度でも <sup>なげんじ</sup> チャレンジできること。)



- ⑧ <sup>こ</sup> 子どもの <sup>はったつ おう</sup> 発達に応じてその <sup>だいじ</sup> プライバシーが大事にされること。  
(<sup>こころ</sup> 心や <sup>せいちょう</sup> からだの成長に合わせて、 <sup>じぶん かぞく</sup> 自分や家族、 <sup>せいかつ</sup> 生活、 <sup>ひみつ</sup> 秘密が <sup>まも</sup> 守られること。)



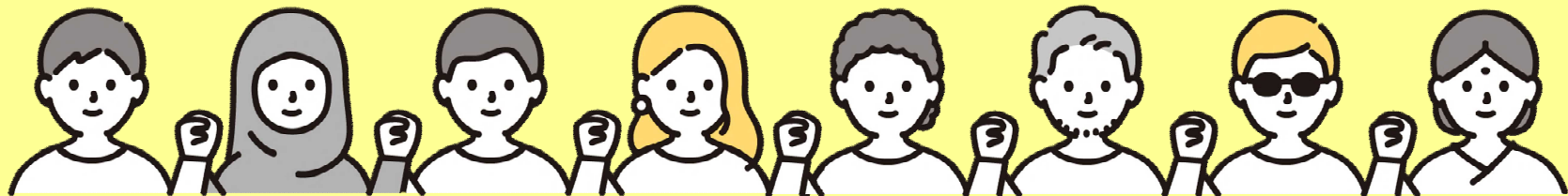
## だい じょう つづ 第9条 (続き)

⑨ <sup>かてい</sup> 家庭の <sup>かんきょう</sup> 環境、<sup>けいざいてき</sup> 経済的な <sup>じょうきょう</sup> 状況、<sup>しゃかいてきみぶん</sup> 社会的身分、<sup>こくせき</sup> 国籍、<sup>じんしゆ</sup> 人種、<sup>みんぞく</sup> 民族、<sup>ぶんか</sup> 文化、<sup>しょうがい</sup> 障害  
<sup>う</sup> の有無、<sup>せいべつ</sup> 性別、<sup>せいじにん</sup> 性自認、<sup>せいてきしこう</sup> 性的指向などにより <sup>さべつ</sup> 差別をされないこと。

(<sup>かぞく</sup> 家族が <sup>ひと</sup> どのような <sup>かねも</sup> 人か、<sup>おとこ</sup> お金持ちである <sup>おんな</sup> かないか、<sup>くに</sup> 国や <sup>しゅうきょう</sup> 宗教の <sup>ちがい</sup> ちがい、<sup>こころ</sup> 心や <sup>しょうがい</sup> からだに <sup>しょうがい</sup> 障害がある <sup>おとこ</sup> かないか、<sup>おんな</sup> 男か <sup>おんな</sup> 女か、<sup>さべつ</sup> などによって <sup>さべつ</sup> 差別を  
されないこと。)

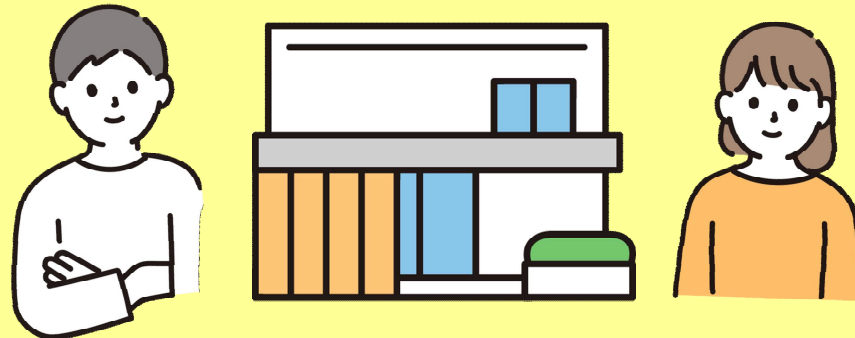
⑩ <sup>こ</sup> 子どもであることを <sup>りゆう</sup> 理由に <sup>ふとう</sup> 不当な <sup>あつか</sup> 扱いを <sup>う</sup> 受け <sup>ない</sup> ないこと。

(<sup>ただ</sup> 正しい <sup>りゆう</sup> 理由がなく「<sup>こ</sup> 子どもだから」という <sup>りゆう</sup> 理由で、<sup>くる</sup> 苦しさを <sup>かん</sup> 感じる <sup>たいおう</sup> 対応を <sup>ない</sup> されないこと。)



# だい 第10条 じょう

- 家庭において、子どもの権利を守るために必要な取組について書かれています。
- 保護者は、子育てについての必要な協力をしてもらいながら、子どもの成長を支えていくことができるように努力していくこと。
- 区は、家庭における子どもの権利を守るために、子どもや保護者に対して必要な取組を行っていきます。





# だい 第 11 条 じょう

- 育ち学ぶ施設・団体が、その活動の中で子どもの権利を守るために必要な取組について書かれています。
- 育ち学ぶ施設・団体は、次のことを行うことで、その活動において子どもの権利が守られるように努力していくこと。
  - ◇ 子どもの権利を守ることについて主体的に取り組み、子どもの成長を支えるための必要な支援を行うこと。
  - ◇ 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見などを大事に受け止めて、子どもにとって最も善い解決方法をとること。
  - ◇ 虐待、貧困などを早期に発見し、区や関係機関と協力して対応すること。
- 区は、育ち学ぶ施設・団体の活動の中で、子どもの権利を守るために、育ち学ぶ施設・団体に対して必要な取組を行っていきます。

# だい 第 1 2 条

- みんなが<sup>す</sup>住む<sup>ちいき</sup>地域<sup>なか</sup>の中<sup>こ</sup>において、<sup>けんり</sup>子ども<sup>まも</sup>の権利<sup>ひつよう</sup>を守る<sup>とりくみ</sup>ために必要な<sup>ひつよう</sup>取組<sup>とりくみ</sup>について書かれています。
- 子どもと<sup>かか</sup>関わる<sup>かつどう</sup>活動<sup>くみん</sup>をする<sup>ひつよう</sup>区民<sup>とりくみ</sup>は、<sup>おこな</sup>必要な<sup>おこな</sup>取組<sup>おこな</sup>を行<sup>おこな</sup>っていくにあ<sup>おこな</sup>たっては、<sup>てきせつ</sup>適切な<sup>しえん</sup>支援<sup>う</sup>を受ける<sup>かつどう</sup>ことにより<sup>つづ</sup>活動<sup>つづ</sup>が続<sup>つづ</sup>けてい<sup>つづ</sup>ける<sup>つづ</sup>ように<sup>どりよく</sup>努力<sup>どりよく</sup>して<sup>どりよく</sup>いく<sup>どりよく</sup>こと。
- 区<sup>く</sup>は、<sup>ちいき</sup>地域<sup>なか</sup>の中<sup>こ</sup>で<sup>けんり</sup>子ども<sup>まも</sup>の権利<sup>まも</sup>を守<sup>まも</sup>っていく<sup>まも</sup>ために、<sup>こ</sup>子ども<sup>かか</sup>に関<sup>かか</sup>わる<sup>かか</sup>区民<sup>くみん</sup>対<sup>たい</sup>して<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>とりくみ</sup>取組<sup>おこな</sup>を行<sup>おこな</sup>って<sup>おこな</sup>いきます。



# だい 第 1 3 条 じょう

- <sup>こ</sup>子どもの<sup>いけん</sup>意見などの<sup>ひょうめい</sup>表明と<sup>さんか</sup>参加について書かれています。
- <sup>く</sup>区は、<sup>こ</sup>子どもが<sup>じぶん</sup>自分の<sup>いけん</sup>意見などを<sup>ひょうめい</sup>表明したり、まちづくりなどに<sup>さんか</sup>参加する<sup>きかい</sup>機会を<sup>かくほ</sup>確保するために<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>せいど</sup>制度をつくるようにしていきます。
- <sup>こ</sup>子ども<sup>じしん</sup>自身が<sup>いけん</sup>意見などを<sup>ひょうめい</sup>表明したり、まちづくりなどに<sup>さんか</sup>参加するためには、<sup>じょうほう</sup>情報を<sup>し</sup>知ることが<sup>たいせつ</sup>大切です。

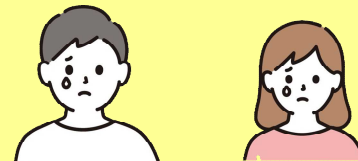
そのために、<sup>く</sup>区や<sup>くみん</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設・<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子ども<sup>じしん</sup>自身が、<sup>いけん</sup>意見な<sup>ひょうめい</sup>どを<sup>さんか</sup>表明したり、<sup>さんか</sup>参加することの<sup>い</sup>意味や<sup>み</sup>方法<sup>ほうほう</sup>について<sup>まな</sup>学び、<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>じょうほう</sup>情報を<sup>し</sup>知ることが<sup>どりよく</sup>できるように<sup>どりよく</sup>努力していきます。

## だい じょう 第 1 4 条

- 子どもの意見などを求めるための会議（子ども会議）について書かれています。
- 区長は、子ども会議に参加する子どもに対して、子どもに関する区の計画についての意見などを求めていきます。
- 子ども会議にいろいろな背景を持つ子どもの意見などが反映されるように努力していきます。
- 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を大事にして運営されます。
- 子ども会議に参加する子どもは、子どもに関する区の計画についての意見などをまとめて、区長に提出することができます。
- 区長は、提出された意見などを大事に扱うように努力していきます。

# だい じょう 第15条

- <sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつ</sup>体罰などの<sup>ぼうし</sup>防止について書かれています。
- <sup>く</sup>区や<sup>くみん</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設・<sup>だんたい</sup>団体は、<sup>こ</sup>子どもが<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつ</sup>体罰などを<sup>う</sup>受けることなく<sup>あんしん</sup>安心して<sup>く</sup>暮らすことができるように<sup>どりよく</sup>努力しなければなりません。
- <sup>く</sup>区は、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつ</sup>体罰などの<sup>よぼう</sup>予防と<sup>そうきはっけん</sup>早期発見に取り組んでいきます。
- <sup>くみん</sup>区民や<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設・<sup>だんたい</sup>団体は<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつ</sup>体罰などを<sup>はっけん</sup>発見したときは、すみやかに<sup>く</sup>区や<sup>かんけいきかん</sup>関係機関に<sup>し</sup>知らせなければなりません。
- <sup>く</sup>区は、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待、<sup>たいばつ</sup>体罰などを<sup>う</sup>受けた<sup>こ</sup>子どもを<sup>はや</sup>早く<sup>てきせつ</sup>適切に<sup>きゅうさい</sup>救済するため、<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行っていきます。



# だい 第16条 じょう

- いじめなどの権利侵害の防止について書かれています。
- 区や区民、く くみん そだ まな しせつ だんたい 育ち学ぶ施設・団体は、子どもがいじめなどの権利侵害を受け  
けることなく、あんしん せいかつ 安心して生活することができるようどりよくに努力していきます。
- 区や区民、く くみん そだ まな しせつ だんたい 育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害の予防と  
そうきはっけん と く 早期発見に取り組んでいきます。
- 区や区民、く くみん そだ まな しせつ だんたい 育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害を受けた子ども  
もをはや てきせつ きゅうさい 早く適切に救済するため、ひつよう しえん おこな 必要な支援を行っていきます。
- 区や区民、く くみん そだ まな しせつ だんたい 育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害に関わった子  
どもがふたた 再びいじめなどの権利侵害に関わることがないようかか 取り組ん  
でいきます。

# だい 第17条 じょう



- <sup>ひんこん</sup> 貧困の <sup>ぼうし</sup> 防止について書かれています。

- <sup>く</sup> 区は、<sup>すべ</sup> 全ての <sup>こ</sup> 子どもが <sup>ひとり</sup> だれ一人 <sup>と</sup> 取り残されることなく、<sup>けんこう</sup> 健康に <sup>そだ</sup> 育ち、<sup>まな</sup> 学ぶことができるよう、<sup>くみん</sup> 区民や <sup>そだ</sup> 育ち <sup>まな</sup> 学ぶ <sup>しせつ</sup> 施設・<sup>だんたい</sup> 団体と <sup>きょうりよく</sup> 協力して、<sup>ひんこん</sup> 貧困の <sup>ぼうし</sup> 防止に <sup>と</sup> 取り組んでいきます。



# だい じょう 第 18 条

- 子どもにとって有害であったり、危険な環境や情報からの保護について書かれています。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、子どもが家庭や地域の中で大事にされ、安心して健康的に生きるため、違法な薬物などの有害または危険な環境・情報から子どもが守られるよう取り組んでいきます。
- 区は、この取組に関して、子どもや区民、育ち学ぶ施設・団体に必要な情報を提供していきます。





# だい 第19条 じょう

- 子どもにとってほっとできる場所・安心して過ごすことができる場所である「居場所」づくりについて書かれています。
- 区や育ち学ぶ施設・団体は、居場所づくりに努力していきます。
- 区は、居場所づくりを行う育ち学ぶ施設・団体と協力し、その活動の支援に努力していきます。
- 区や育ち学ぶ施設・団体は、居場所づくりについて、子ども自身が意見などを表明したりできる機会をつくるとともに、子どもの意見などを大事に扱うように努力していきます。



## だい 第20条 じょう

- 区が子どもに関する取組を進めていくことについて書かれています。
- 区は、全ての子どもの権利が守られるよう、子どもや区民、育ち学ぶ施設・団体と協力して、子どもに関する取組を進めていきます。また、そのための体制を整えていきます。
- 区は、子どもに関する取組を進めていくために、予算などの財政上の取組を行うように努力していきます。
- 区は、子どもに関する取組を進めていくため、定期的に子どもの状況などについて調べ、その結果を公表していきます。

## だい じょう 第21条

- <sup>こ</sup>子どもに関する<sup>かん</sup>取組<sup>とりくみ</sup>を進めていくための<sup>すす</sup>基本となる<sup>きほん</sup>計画<sup>けいかく</sup>（以下「<sup>い</sup>推進<sup>か</sup>計画<sup>すいしん</sup>」）について書かれています。
- <sup>く</sup>区は、<sup>すいしんけいかく</sup>推進計画<sup>き</sup>を決めるときは、<sup>こ</sup>子どもや<sup>くみん</sup>区民<sup>いけん</sup>の<sup>はんえい</sup>意見などを反映させるように<sup>どりよく</sup>努力していきます。
- <sup>く</sup>区は、<sup>すいしんけいかく</sup>推進計画<sup>き</sup>を決めたときは、<sup>こうひょう</sup>すみやかに公表して、<sup>ひろ</sup>広めていきます。



## だい じょう だい じょう 第22条・第23条

- なかのくこ けんりいいんかい い か こ けんりいいんかい  
中野区子どもの権利委員会（以下「子どもの権利委員会」といいます。）について書かれています。
- くちょう すいしんけいかく こ かん とりくみ じょうきょう けんしょう  
区長は、推進計画や子どもに関する取組の状況を検証するため、  
こ けんりいいんかい もう  
子どもの権利委員会を設けます。
- こ けんりいいんかい おも つぎ ちょうさ けんとう おこな  
子どもの権利委員会は、主に次のことについて調査や検討を行い、  
いけん の  
意見を述べます。
  - ◇ こ けんり ほしょう じょうきょう かん  
子どもの権利の保障の状況に関すること。
  - ◇ すいしんけいかく こ かん とりくみ けんしょう かいぜん かん  
推進計画や子どもに関する取組の検証、改善などに関すること。
- くちょう こ けんりいいんかい いけん だいじ う と ひつよう  
区長は、子どもの権利委員会からの意見を大事に受け止めて、必要な  
とりくみ おこな  
取組を行うように努力していきます。また、子どもの権利委員会か  
ら いけん こうひょう ひろ  
の意見をすみやかに公表し、広めていきます。

## だい じょう だい じょう 第24条～第27条

- 子どもオンブズマンについて書かれています。
- 区長は、子どもの権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利を守るために、子どもオンブズマンを設けます。
- 子どもオンブズマンは、主に次のことを担当します。
  - ◇ 子どもの権利を守ることについての相談を受けて、必要なアドバイスやサポートなどを行うこと。
  - ◇ 子どもの権利侵害からの救済のため、関係者にお問い合わせし求めること。
  - ◇ 子どもの権利侵害を防ぎ、子どもの権利を守るために意見を表明すること。
  - ◇ 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利を守ることについての理解を広めていくこと。
- 子どもとその関係者は、子どもオンブズマンに、子どもの権利を守ることについての相談などを行うことができます。

## だい じょう 第28条

- この条例の内容を実施していくために必要なことは、規則という区の決まりに定めることが書かれています。

◇ 中野区子どもの権利に関する条例施行規則が定められています。

## ふそく 附則

- この条例は、令和4（2022年）年4月1日から実施します。